

第33回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月27日（金） 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室（3階）
3. 出席委員 13名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文			12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 1名

11	寺嶋 誠一
----	-------

5. 議事日程

- 日程第1 農業委員会業務報告について
- 日程第2 議案第5号 農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
- 日程第3 議案第6号 農地法第3条の規定による許可について
- 日程第4 議案第7号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

6. 事務局 清原局長、薩田係長

7. 閉会時間 午後2時15分

8. 会議の概要

穀内会長	<p>ただ今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、第33回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、5番・乙部毅博委員、6番・竹内 稔委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、大樹町農業委員会業務報告を行います。事務局より内容説明を求</p>
------	--

	めます。
清原局長	<p>それでは、2月27日開催の第32回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p> <p>1の会議関係では、3月3日から13日にかけて、定例第1回町議会が開催され、穀内会長、事務局長が出席しております。</p> <p>3月14日、金曾千春委員 宇都宮賞受賞祝賀会が、JA大樹町で開催され、穀内会長、以下委員12名、事務局長が出席しております。</p> <p>3月18日、北海道農業会議第100回総会、市町村農業委員会会長・事務局長研修会が、札幌市で開催され、会長、事務局長が出席しております。</p> <p>3月23日、大樹町宮牧場互助会が開催され、会長が出席しております。</p> <p>3月26日、大樹町農業委員会OB会役員会がJA大樹町で開催され、OB会会長、幹事、事務局2名が出席しております。</p> <p>次に2番「農地法第3条の3の規定による受理通知について」です。番号1番、■■ ■■ ■■■氏が字■■■、■筆、■■■㎡（ヘイホメートル）の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>次に3番「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の延長について」です。今回、16件の集積計画の延長を行いましたので、ご報告いたします。資料1を添付しております。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第5号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第5号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第18条の規定では、農地等賃借権の解除等の制限を定めております。農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で、書面により明らかな場合と規定されております。</p> <p>今回、この例外規定の合意解約8件の通知がありました。</p> <p>つきましては、この合意解約についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	それでは、内容について、事務局より説明を求めます。
薩田係長	<p>申請番号1番、所在及び地番につきましては、字■■■、■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■ ■■■■■氏、借受人は、■■ ■■■■■氏であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和8年3月19日であり、解約事由は、借主変更に伴う合意解約のためであります。</p> <p>申請番号2番、所在及び地番につきましては、字■■■、他■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■ ■■■■■氏、借受人は、■■ ■■■■■氏であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和8年3月19日であり、解約事由は、借主変更に伴う合意解約のためであります。</p> <p>申請番号3番、所在及び地番につきましては、字■■■、他■筆、登記簿・現</p>

況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■ ■■■ 氏、借受人は、■■ ■■■ 氏であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和8年3月19日であり、解約事由は、借主変更に伴う合意解約のためであります。

申請番号4番、所在及び地番につきましては、字■■■、■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■ ■■■ 氏、借受人は、■■ ■■■ 氏であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和8年3月19日であり、解約事由は、借主変更に伴う合意解約のためであります。

申請番号5番、所在及び地番につきましては、字■■■、■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■ ■■■ 氏、借受人は、■■ ■■■ 氏であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和8年3月19日であり、解約事由は、借主変更に伴う合意解約のためであります。

申請番号6番、所在及び地番につきましては、字■■■、■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■ ■■■ 氏、借受人は、■■ ■■■ 氏であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和8年3月19日であり、解約事由は、借主変更に伴う合意解約のためであります。

申請番号7番、所在及び地番につきましては、字■■■、他■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■ ■■■ 氏、借受人は、■■ ■■■ 氏であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和8年3月19日であり、解約事由は、借主変更に伴う合意解約のためであります。

申請番号8番、所在及び地番につきましては、字■■■、他■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■ ■■■ 氏、借受人は、■■ ■■■ 氏であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和8年3月19日であり、解約事由は、借主変更に伴う合意解約のためであります。

以上で、説明を終わります。

穀内会長

内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第5号、「農地法第18条の規定による合意解約状況の確認について」の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第6号、「農地法第3条の規定による許可について」の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

<p>清原局長</p>	<p>それでは、議案第6号「農地法第3条の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や賃借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないため、その農業者たる要件を満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものです。</p> <p>今回審議いただく案件は、10件です。</p> <p>内訳は、所有権移転が1件、賃貸借が7件、使用貸借が2件となっております。つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>薩田係長</p>	<p>申請番号1番、所有権移転の件です。所在、地番につきましては、字■■、他■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡であります。譲渡人は、■■ ■■ ■■ 氏、譲受人は、■■ ■■ ■■ 氏であります。経営面積は、■■㎡であり、売買価格は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、水野委員となっております。</p> <p>申請番号2番、賃貸借の件です。所在、地番につきましては、字■■、■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏であります。経営面積は、■■㎡であり、賃料は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、金曾 浩文 委員となっております。</p> <p>申請番号3番、賃貸借の件です。所在、地番につきましては、字■■、他■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏であります。経営面積は、■■㎡であり、賃料は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、金曾 浩文 委員となっております。</p> <p>申請番号4番、賃貸借の件です。所在、地番につきましては、字■■ ■■ 筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏であります。経営面積は、■■㎡であり、賃料は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、金曾 浩文 委員となっております。</p> <p>申請番号5番、賃貸借の件です。所在、地番につきましては、字■■ ■■ 筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏であります。経営面積は、■■㎡であり、賃料は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、金曾 浩文 委員となっております。</p> <p>申請番号6番、賃貸借の件です。所在、地番につきましては、字■■■、■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏であります。経営面積は、■■㎡であり、賃料は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、金曾 浩文 委員となっております。</p> <p>申請番号7番、賃貸借の件です。所在、地番につきましては、字■■ 他■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につき</p>

	<p>ましては、■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■ ■■■ ■■■ 氏であります。経営面積は、■■■㎡であり、賃料は■■■円、10a 当り■■■円、本地区の担当委員は、金曾 浩文 委員となっております。</p> <p>申請番号8番、賃貸借の件です。所在、地番につきましては、字■■■1 他 20筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につ きましては、■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■ ■ ■■■ ■■■ 氏であります。経営面積は、■■■㎡であり、賃料は■■■円、 10a当り■■■円、本地区の担当委員は、金曾 浩文 委員となっております。</p> <p>申請番号9番、使用貸借の件です。所在、地番につきましては、字■■■、他 ■■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につ きましては、■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■ ■ ■■■ ■■■ 氏であります。経営移譲による使用貸借であります。本地区 の担当委員は、金曾 浩文 委員となっております。</p> <p>申請番号10番、使用貸借の件です。所在、地番につきましては、■■■、他■ ■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につ きましては、■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■ ■■■ ■■■ 氏であります。経営移譲による使用貸借であります。本地区の担 当委員は、金曾 浩文 委員となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、申請番号1番について、地区担当委員より調査報告を求めます。美成 地区担当委員、水野 敦 委員から報告願います。</p>
水野委員	<p>申請番号1番、につきましては、譲渡人の希望による所有権移転となってい ます。譲受人は、法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化 や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たし ているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
穀内会長	<p>次に、申請番号2番から10番について、地区担当委員より調査報告を求め ます。振別地区担当委員、金曾 浩文 委員から報告願います。</p>
金曾浩委員	<p>申請番号2番から10番は、経営移譲に伴う件です。申請番号2番から8番 につきましては賃貸借、申請番号9番及び10番は使用貸借となっております。 借主はいずれも、意欲的に農業経営を行っており、農地の集団化や農作業 の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているも のと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号1 番から10番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第4、議案第7号、令和8年度最適化活動の目標の設定等についての件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第7号、令和8年度最適化活動の目標の設定等についての提案説明を申し上げます。 農業委員会等に関する法律第7条及び第37条の規定に基づき、農業委員会の活動目標及び活動計画を立て、広く公表するものであります。 先般、2月27日に、農政委員会で目標設定等の（案）についてご審議いただき、了解を得て、今回総会にお諮り（はか）りするものです。 つきましては、その内容につきまして、ご審議方よろしくお願ひいたします。 以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
清原局長	<p>この最適化活動の目標の設定等についてですが、国から、農業委員会は、農林水産省経営局長通知により、令和4年度より、最適化活動に係る目標を3月末までに設定し、4月末までに公表することが定められていることから、今回、議案としてご審議いただくものであります。 それでは、詳細についてご説明申し上げます。別紙様式1をご覧ください。 1の農業委員会の状況、これは令和8年4月1日現在になります。1の農業委員会の現在の体制では、任命・委嘱年月日は、令和5年7月20日、任期満了年月日が、3年後の令和8年7月19日となります。その下の農業委員数ですが、定数・実数ともに14名で、内訳は記載のとおりとなっております。この中に女性欄がありますが、認定農業者の欄を優先に記載することとなっておりますので、女性欄は0となっております。次に、右側の表の農地利用最適化推進委員は定数0となります。 ちなみに、農地利用最適化推進委員とは、担当区域において担い手への農地利用の集積・集約化などの活動を通じて農地等の利用を推進するための活動を行う委員のことで、法によって設置が義務付けされています。ただし特例として、遊休農地面積の割合が1%以下で、かつ、農地の集積率が70%以上の市町村は、委嘱しないことができると規定されています。後ほど大樹町の集積率が出てきますが、現状85.5%となっております。70%を大きく上回っています。この特例により、大樹町を含む十勝管内のすべての農業委員会では推進委員を委嘱しておりません。 次に、2の農家・農地等の概要については、総農家数や農業者数などについては直近の農林業センサスの数値を記載しています。 認定農業者数は、124経営体、基本構想水準到達者は、4経営体となっております。 裏面をご覧ください。 2、最適化活動の目標の1、最適化活動の成果目標の（1）農地の集積の①現状及び課題で表の真ん中に、これまでの集積面積の欄ですが、最新の数値を記載しています。12,150haとなり、集積率が前年度と変わらず、85.5%となっております。次に、②目標の欄をご覧ください。 これまでの実績値を基に、今年度末の集積面積を現在と同様に、12,150haと</p>

	<p>設定しております。ここの部分につきましては、集積は当然、推進していかねければなりません。前年度同様に現況証明で非農地とする案件が見込まれることも予想されますので、増える分と減る分で最低でも集積面積は現状を維持していきたいとの考えから前年と同様の面積としております。</p> <p>次に、2) 遊休農地の解消については、現状はなしとしております。課題につきましては、「遊休農地がないため、新たに遊休農地を発生させない」ことを目標とするとしております。</p> <p>次のページをご覧ください。(3) 新規参入の促進の、①現状及び課題、では、過去3ヵ年の新規参入者はゼロ件、既存経営体の農地不足を考慮しながら、新規参入するための農地の確保を課題としております。</p> <p>また、②の目標の権利移動面積の欄ですが、令和5年度から令和7年度の数値を記載しています。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積、では、また、表の下の注意書き欄に※2に、目標面積は過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入することとなっておりますので、その数値を記入しております。</p> <p>2、最適化活動の活動目標の、(1) 推進員等が最適化活動を行う日数目標、ですが、昨年一人当たりの活動日数を月3日としておりました。この部分は、月当たりの活動日数の実績により交付金額が増減することになり、より多い日数を目標に設定したい思いはありますが、そうするとハードルが一気に上がるため、昨年同様3日と定めております。</p> <p>また、(2) 活動強化月間の設定目標の活動強化月間の設定目標回数、では、3回としております。この3回とは3月以上を設定しなければならない決まりがあり、4月～5月にあつせん会議や地域の話し合いなどの農地集積の推進を図り、11月には農地パトロールの実施を目標としております。</p> <p>(3) 新規参入相談会への参加目標の新規参入相談会への参加回数を1回とし、大樹町担い手センターを中心に新規就農希望者がいる場合には相談会を実施することを目標としております。</p> <p>以上で内容の説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、農政委員会より報告を求めます。</p> <p>農政委員長 金曾 浩文 委員より報告願います。</p>
金曾委員	<p>議案第7号について、報告いたします。</p> <p>2月27日に農政委員会を開催し、令和8年度 最適化活動の目標の設定等の(案)の内容について審議いたしました。</p> <p>審議した結果、農政委員会においては、内容等に不備はなく、総会に諮ることを了承しております。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p>

	<p>これより議案第7号、令和8年度最適化活動の目標の設定等についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。</p> <p>事務局より説明します。</p>
清原局長	<p>次回の総会につきましては、4月30日木曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和8年3月27日

会 長 穀内 和夫

委 員( 5 番) 乙部 毅博

委 員( 6 番) 竹内 稔